

## 議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集（開催）年月日	令和元年9月3日（火）	
招集（開催）場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席議員	田中克美委員長、寺垣智章副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、森田洋子委員、吉田保雄委員、杉村宏委員、宮本純一委員、川口耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員（副議長）	
欠席議員	なし	
議長の出席	あり（足立義明議長）	
職務出席者	田中崇裕広報係長、鈴木浩次議会事務局長、前田あずさ書記	
傍聴者	なし	
開会	午後1時30分	
記録者	議会事務局 鈴木浩次	
審査事項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日程	発言者	内 容
1. 開会	田中委員長	<p>*起立、礼                      升井祐子委員は、少し遅参する。                      議会活動の在り方検討特別委員会を開会する。                      議長、あいさつをお願いしたい。</p>
2. あいさつ	足立議長	省略して進めてほしい。
3. 協議事項 (1)費用弁償・ 交通費等につ いて	田中委員長	<p>早速、協議事項に入る。                      その前に、局長を含めて正副委員長で相談したことがあるので、皆さんにお伝えして、ご理解いただきたい。ここに、私の名前で出している文書がある。今後の検討をどのようにするかということに関わることだ。</p> <p>一つは、1回ごとの委員会で、課題を2本立てて進めたい。理由は二つあって、一点は、我々の取組が町民の皆さんに見えるようにスピードが必要だということ。もう一点は、どちらかといえば議会内部の取扱いに関わる課題であるが、早い解決や結論が求められるものがあると考えており、継続して検討することと、早く進めなければいけないことと、基本的に2本立てでしたい。</p> <p>例えば、本日は1時半から4時ごろまでをめぐりに考えていて、最初の前半1時間程度で費用弁償や交通費の問題を、休憩を取ってその後、住民に開かれた議会の課題を協議するという事で、当面の2本立てはこれである。</p> <p>費用弁償うんぬんについては、以前に私が整理した案として出した「公費支給の対象となる活動、対象とならない活動の仕分け」の課題は、基本条例を制定するところを書いていたけれど、実際には、費用弁償や交通費等々は、公的支給に関わる問題だから、最後の結論を出してからということになるかどうかは別として、費用弁償や交通費などを検討する際に、少なくとも必要な範囲で仕分けの検討が必要になってくるかもしれないと思っている。</p> <p>住民に開かれた議会の課題については、取組が町民に見えるとか</p>

		<p>スピードとか言ったが、報酬条例の改正部分を凍結しているその凍結解除の結論が出る場面として、11月中旬までに結論を出すことにしているので、それまでに、取組が町民の目に見える課題を先んじて検討し、実行に移せるものは移していきたい。</p> <p>9月議会の議会日より、11月頭に町民の皆さんに配られるので、その中で活動を具体的にイメージがわくような報告ができるように、取組が町民に見える課題から検討して実行に移す、あるいは町民の皆さんに知らせることができる状況をつくっていくことが大事なことだと思っている。</p> <p>そのために、副委員長とも相談して、ここに書いているように開かれた議会の中で、議会の放送・放映の問題、議会報告会の二つを、当面の検討課題に挙げている。そういうことを副委員長との打ち合わせで話し合っ、決めた報告内容を今日ここに示している。</p> <p>何か、質問や意見があれば伺いたい。よろしいか。</p>
		(「よい」の声)
	田中委員長	<p>時間のことだが、状況を見て、延ばすことはしないが早く終わることはある。</p> <p>検討の仕方については、以上の方法でよいか。</p>
		(「よい」の声)
	田中委員長	<p>費用弁償・交通費等についてに入る。</p> <p>その前に、今日、皆さんに配っている資料について、内容の説明はしないが、なぜこれが資料として提供されているかということについて、局長に説明してもらおう。</p>
	鈴木議会事務局 局長	<p>*議会活動の在り方検討特別委員会資料を説明。</p> <p>費用弁償・交通費についてと、住民に開かれた議会の取組についてと、それぞれに対応した資料として提供させていただいた。</p> <p>費用弁償・交通費については、1頁から3頁に議会の費用弁償に関する法規として、議員報酬や費用弁償が支給される根拠となる法律を紹介している。それについての専門家の解説や運用に関するコメントも載せている。地方自治法を各条項ごとに解説している「逐条地方自治法」という分厚い冊子から、1月13日の議員報酬調査特別委員会でも紹介した部分と重なる部分があるが、法律の規定内容を紹介したものである。</p> <p>議員の報酬や費用弁償について規定している法律は、地方自治法203条だけである。204条の2は、この法律に基づかずには、議員や職員に対していかなる給与又は給付も支給することができないという規定。</p> <p>2頁の第100条は、法律で定められた正規の会議として、本会議や常任委員会、特別委員会のほかに、全員協議会なども、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整する場として、その議会が会議規則で定めた場合は、公費支給の対象となることを意味している。以前、レストランアルマーレの支援に関して議員の意見をいただくために、正規の会議ではないといって実質的な議員協議会のようなものを開いたが、あれは、任意の会議のため費用弁償の対象に</p>

		<p>はならない。</p> <p>4頁・5頁は、議会の議員の職務、公務としてどういうものがあるかということで、関連する自治法の規定を紹介させてもらったものである。(説明内容は省略)</p> <p>6頁・7頁は、公務で出張する際に私事で寄り道をする場合、どういう規定になっているか、国のマニュアルを紹介している。岩美町もこれに沿った形で運用することになると思っている。</p> <p>8頁・9頁は、費用弁償をするための規定となる岩美町の条例と、参考までに八頭町の条例を比較する形で載せている。以前、ほかの町では費用弁償していないということが議論になったけれど、どういう規定で岩美町は出している、ほかの町は出していないのかを比較できる。</p> <p>10頁は、県内のほかの町の費用弁償について、本会議や議会報告会などでの支給状況を、全部の町ではないが電話で聞き取ってまとめたものである。</p> <p>費用弁償の関係は以上で、11頁は議会の公開等に関する実態調査で、各町に文書でアンケートしたもので、議会運営委員会の中で議論になったような項目について聞いている。(説明内容は省略)</p>
	田中委員長	<p>ほかに皆さんにお渡ししているものでは、議会の公開に関するもので、「あなたの思い議会に話しませんか」は、会津若松市議会が市民との意見交換会として議会報告、意見交換を行っているもので、今日の資料に書いた議会報告会のイメージの一つとして参考に出したものである。</p> <p>もう一枚の「第3 議員活動の範囲・定義・・・」は、実際に使うことになるかどうかは別にして、今日持参してもらうように連絡したが、以前に提供した葉山町議会の報告書の中で、会津若松市議会が先駆けてやったものを参考にして議会活動と議員活動の仕分けがあった。その中では、文字だけの説明であったので、会津若松市議会のものの中からイメージ図を抜き出したもので、葉山町議会の文字の説明と併せて見てほしい。</p>
	田中委員長	<p>最初に、費用弁償・交通費等について、いち早く結論を出したいので、公費支給の対象となる視察等の際に行う独自行動の交通費の扱いをどうするか。</p> <p>具体的には、9月25日に、全国の議会だよりの研修会が東京である。そこに2人参加するけれど、当初予定していた私はけがで、森田議員に行ってもらうことになった。杉村議員が研修に参加することを決めた時点で、杉村議員から、研修会には参加するけれど、こちらから一緒に出発することができない予定が既に組まれているということがあって、その場合の交通費の扱いをどうするかということがある。</p> <p>実は、随分昔の話だが、私自身がそういう行動をしたことがある。東京視察のときに視察を終わって、自治医科大学との関りや連携の仕方を聞こうと、東京で分かれて、私一人単独で自治医科大学がある栃木県の石橋町の役場に行き、話を聞いて一人で帰ってき</p>

		<p>たことがある。当時は、別行動をとる場合は、本人の責任ということで、私もそのつもりでいたし、東京で別れたあとは私の旅費はなしで行動した。</p> <p>そういうことがあったので、このたびは具体的に杉村議員のケースがあるので、今の時点ではっきりさせておいたほうがいいので、この問題は今日、決着をつけたほうがいいと思う。きちんと議会の決めとして、ルールとしてはっきりさせておきたい。その中で、公費支給の対象になる、ならないも、若干議論してほしい。</p> <p>局長から、今の運用の現状を説明してほしい。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>基本的な考え方として、6頁の1番にあるように、旅行経路、方法を、最も効率的な、最も経済的な方法で経路を組んで、命令権者である議長の旅行命令に従って旅行していただく。もし、そのとおりに旅行できない事情がある場合にどうなるか。例えば、事故があったり災害があったりという場合は、それを理由に必要な変更を申請して承認されれば問題ない。私事のために、例えば一泊二日で帰れるところをもう一泊して二泊三日で帰りたいという場合に、帰る部分が旅行命令とは違うことになるので、そこが問題になる。基本的には、自分の都合で旅行命令のとおりには帰ってこないのだから、公費の対象にはならないということになる。それが、先ほど田中委員長が自身の例で言われたところである。</p> <p>例えば次の日が休みの日で、もう一泊して帰ってきても勤務上問題ないこともあって、黙認と言っているのか分からないけれど、実際にそういうことをしている場合もあるというのが実情で、本来はちょっと疑問が残る。</p>
	柳委員（副議長）	<p>ガチガチの枠でいけば局長の言う通りかもしれないが、現実問題として、東京派遣があつて、行って帰ってこないのは自分の都合だといわれるが、行ったら帰ってこなければいけない。送ったら帰らせる費用を見るのは当然のことである。東京を例にして、本来、翌日に帰らなければいけないものを、翌々日に帰りたいという。その分は、自分の調査研究としてということを含めて考えるなら、自己負担だけれど、東京派遣が決定した以上は、送ったら帰ってこさせる責任があるということからすれば、往復の旅費は見るべきであると思う。</p> <p>もう一点は、先ほど杉村議員の例を出されたが、優先順位があると思う。例えば、公務としての東京派遣があつた場合、往復の費用を認めるべきだが、公務より先に私的な用事で行くことになった場合は、優先順位が違ってくることになる。あくまでも公務が優先だと思うが、そこは私的な部分との調整も考えられる。私的な用事で東京に行かれるので、その続きでこの会に出席してくれということになれば、優先順位が私的な用事から公的な用務になって、その調整がなかなか難しいと思う。</p> <p>派遣したら当然に帰ってくる費用は見るべき、その他の私的な行動の部分は私費で見るべきだと思う。</p>
	田中委員長	ほかに、意見はないか。

		旅費業務に関する標準マニュアルを局長に説明してもらう。
鈴木議会事務局長		<p>資料の6頁にその他の留意点として、私事滞在地又は自宅発着の際の経路選定という項目がある。その中に①として、公務出張後に私事の旅行がある場合の計算、7頁に②として、公務出張前に私事の旅行がある場合の計算というのがある。この二通りで考え方が異なる。</p> <p>私事の旅行が公務出張後にある場合、先ほど副議長さんが言われた「行ったら帰ってこなければいけない」ということで、ここに書かれている内容は、旅行命令で命令された用務をきちんとなしてあとは帰ってくるだけという場合、帰ってくるときにもう一泊して私事をしたいというときには、命ぜられた用務はきちんとなしているのだから、出張命令に従った旅行をしたとみなして、1日遅れて帰ってくるにしても、命令した行程での費用の範囲内で公費を支給するという趣旨である。</p> <p>②のほうの、私事の旅行が公務出張前にある場合、旅費条例にも規定されているが、実際に本人がいる場所から目的地までの交通費と、職員でいえば役場から目的地までの交通費を比べて安いほうを適用するというもの。例えば東京の例でいうと、私事があって初めに東京の知人宅に滞在していて、そこから例えば霞が関に行ってくれというときには、役場から霞が関までの費用と、東京の知人宅から霞が関までの費用の安いほうを支給するというのが②の考え方である。この場合、旅行命令の時点ですでにそこに滞在している、あるいはその予定があるという場合に適用されるという趣旨である。</p> <p>※印の留意点のところ、「旅費の計算の取扱いは前述のとおりであるが、公務出張に合わせて私事旅行を行うことの必要性についてはサービス面や倫理面を含め総合的に判断した上で、適切な旅費の執行を行う必要がある。」と書かれている。ケースバイケースということになると思うが、どういう基準でそれを判断するかということとはなかなか難しい。</p>
	田中委員長	<p>要するに、「当たり前で東京に行けば、岩美東京間の旅費を払うことになるのだから」ということになるけれど、場合によっては、「公務のついでに妻と旅行したようだ」などと言われることもあり得る。それは正に「倫理面を含め総合的に判断」ということになるだろう。</p> <p>旅行命令の時点ですでにそこに滞在している、あるいはその予定があるという場合であれば、倫理的な問題を防ぐことができる。</p>
	足立議長	<p>そんな、ルールを曲げたような話をする必要はない。東京にいたときに東京へ出張命令が出て、東京からの旅費しか出ないのは、これはこれでいい。こっちに帰るときは、悪い例を出して議論しなくても、一定のルールを決めればいい。</p> <p>それよりも局長、東京に行く場合、岩美からの交通費が計算されているのか。</p>
	鈴木議会事務局長	議員の場合は、自宅からの交通費が計算される。

	柳委員（副議長）	議長が言われているのは、だいたい議員は公用車を利用できない。例えばスーパーはくとに乗るために車で鳥取駅に行くけれど、駐車場を借り上げる旅費になっているのかということもある。
	足立議長	東部4町の議長が東京に行くのに、席のクラスが違う。特急でもグリーン車に乗る議長もある。今回も岩美だけがエコノミー、ほかは前のほうのプレミアムシート。本当に町によってまちまちだ。
	田中委員長	基本的なものを決めるけれど、その一つとして、国が適用しているものを示している。
	柳委員（副議長）	出張前に私事で東京にいて、そちらに行きなさいと命令が出て、その人の行動を変更させるのだから、せめて帰りの費用は見るべきだ。命令が出る前に私事で東京に行っているのだから、命令がなければ帰りも私費で負担するところなので、町民から見れば帰りも私費で見るべきだとなるけれど、私としては、命令を出したのなら、せめて帰りの費用は公費で出せないのかということ。
	田中委員長	出せる。そうになっている。
	鈴木議会事務局長	今の、副議長さんの例は私事だけれど、例えば議員さんはいろんな立場があって、ほかの仕事で東京に行かれることもあると思う。それと重なったときに旅費を調整するという考え方があって、折半するというか、行きは最初に決まっていた用務で費用負担して、帰りは後から出した公務によって費用負担するという、旅費の調整という考え方がある。宿泊費も含めてどこからどこまでをAという仕事で見て、どこからどこまでをBという公務で見るとかということ。
	田中委員長	その対象に、個人は入らないだろう。
	鈴木議会事務局長	個人の場合も考えられる。
	田中委員長	それを考えたらだめだ。行動に公務性を帯びているので、もともと自分で行ったのだから帰りも自分で出せというのは普通ではないと思う。
	鈴木議会事務局長	私が今、説明した内容は、留意点の中の「公務の内容、私事旅行の内容によっては、一概に同一の取扱いはできないと考えられる。したがって、個々の判断については、旅費法第46条第1項の減額調整を含め、慎重な検討が必要である。」というところで、減額調整というのが、先ほど言ったお互いの出し分をどういうふうに調整するかということである。
	田中委員長	副議長が言うように私事で行ったのだから帰りも私費で負担するのが一般町民の見方だとすると、減額調整の対象に私事も入ることになる。完全に公務が入っているのに、少なくとも帰りを公務で見ないのはおかしい。
	吉田委員	東京に行く予定が決まっているところに、東京派遣の命令が出たので、それより早めに東京に行って私事をしてから公務に行く場合はどうなるのか。
	田中委員長	7ページの「旅行命令の時点で滞在の事実がある場合、又は予定がある場合」ということで、その場合は安いほうを支出することで問題にならない。

	吉田委員	東京にいる所から公務の目的地までの費用は出るけれど、東京に行く費用は出ないということか。
	田中委員長	公費は出るが、出る範囲は居る所から目的地までである。
	吉田議員	命令が出ているけれど、自分の判断で1日前に行くことにした場合、着いた場所から目的地に行くだけの旅費しか出ないということか。
	柳副議長	吉田議員は前泊のことを言っている。東京の場合、朝一番の飛行機ではきついで、前泊したほうがいいけれど、宿泊費が発生する部分はどうなるかということと言っているのではないか。
	田中委員長	この規定では、旅行命令期間に限り支給できるとなっているので、前泊に係る日当宿泊費とも公費対象にならない。
	足立議長	その辺は、これは誰が考えても夜夜中になるしという場合は、常識的に判断できる。
	田中委員長	それは、さっき局長がちゃんと説明した。
	足立議長	特別な例は、この場で解決できない。
	田中委員長	境目のような例は、具体的にその時その時に解決するしかない。基本的な基準をはっきりさせておきたい。
	柳委員（副議長）	社会通念上、どうしても朝一で8時からの公務のときは、前泊せざるを得なければ公費の対象である。
	澤委員	住民に疑念を持たれるような内容でなければ、あまり細かく複雑にしないでいいと思う。
	田中委員長	国が運用しているこのマニュアルを基本にすればいいと思う。複雑な話をしているのは、複雑な場合にこのマニュアルにのっとっていくということをお願いしている。
	柳委員（副議長）	例えば、関西岩美クラブで正副議長が朝の早いスーパーはくどで行くけれど、執行部の人は前泊している。執行部と議会では考え方が違うのか。
	鈴木議会事務局長	考え方ではなく、業務が違うのだと思う。執行部は前の日からの準備などがあるのではないか。
	田中委員長	前泊するかどうかの基準は、基本的には執行部も議会も変わらないと思う。
	柳委員（副議長）	公務が朝早いときは、前泊が可能なのであれば前泊をすることで皆さんが合意しておいたほうがいい。
	鈴木議会事務局長	この規定を素直に読めば、前泊は公費対象にならない。後泊の場合は、公務上、倫理上問題なければ、交通費は公費の対象になる場合がある。
	柳委員（副議長）	前泊で行かないと間に合わない場合がある。今の局長の言い方で、前泊は認めないとなると、おかしいことになる。
	田中委員長	それは、総合的に判断して認めることになる。
	柳委員（副議長）	そこを、共通の認識として、こういうものだということをきちんとし、知識を持っておかないといけない。
	足立議長	委員長、もう、まとめてほしい。
	鈴木議会事務局長	公務を遂行するために、前泊が必要であれば当然に認められる。ぎりぎりで行っても、ちょっとしたことで遅刻になっては困るの

		で、前泊しようという考え方は当然にある。
	田中委員長	国が運用しているこのマニュアルを基本に判断することを、議会の基準とするということを確認したい。
	足立議長	この1年間、皆さんの活動を見せてもらって感じているのは、「公務」というものの考え方で、いろいろと各課から出席の要望・要請があるが、出席する、しないは各議員の判断に任せているものがある。旅費が出る公務の考え方を、もう少し幅を広げたほうがいいと思う。
	杉村委員	私の考え方は、先ほどのように議会としての出張命令であれば、議会活動ということで公費が出て、それ以外に議員としての政治活動を自分で判断して動くものは公費の対象にならない。
	足立議長	それは、分かっているつもりだ。「公務」の部分を広く認められるように考えたい。
	柳委員（副議長）	議長がおっしゃっているのは、例えば、議会の一員だからこそ、卒業式だとか、ああいうものに出席要請が来る。それが公務ではないということになれば、もし何か事故があっても公務災害の対象にならない。そこで、公務の枠をどう捉えるか、この機会に議論したほうがいい。
	足立議長	この前のキッズトライアスロンも、議員が熱中症などで、その場で倒れたりしても、教育委員会は何も関係ないのか聞いたところ、関係ないということだった。
	田中委員長	<p>その補償の話は、公務かどうかということとは別の話だ。公務かどうかということについては、冒頭の①の件で全面的にするかどうかは別にして、費用弁償や交通費などについて議論する際に必要な範囲で、少なくとも何が公務なのか、公費の支給対象になる活動なのかどうか、議論しなければならないと考えている。その問題は、次回の委員会の最初に議論したいと思う。</p> <p>今まで出した資料として、葉山町議会の報告書で、そういう仕分けをしている。その仕分けのもとになっているのは、会津若松市議会の報告書である。今日、提供した1枚もののイメージ図が、会津若松の仕分けのイメージ図である。これを文章だけで表現しているのが葉山町議会の報告に載っている。これを、次の委員会では参考に議論していきたい。</p> <p>視察等の際の独自行動を、なぜ公務の仕分けを議論せずに取り上げたかということ、直面しているものが、はっきり議会の活動としての視察に関わるものなので、あえて公務か公務でないか、公費の対象かどうか、視察そのものについて議論する必要があるないので、始めに取り上げた。</p> <p>費用弁償や交通費などになると、その対象を広げたいという意見があるように、岩美町議会としてどのような仕分けにするか考える必要がある。</p>
	足立議長	皆さんが、必要ないと思っていれば、議論しなくていい。
	田中委員長	それは、ちゃんと議論する。
	柳委員（副議	実質、岩美町議会では政務活動費の制度は利用できないけれど、



	長)	政務活動費が対象であれば、ある程度我々議員が個人で出席している事柄も、全て政務活動費で支出可能になるはずである。
	田中委員長	政務活動費の金額にもよる。
	柳委員（副議長）	公務とは何ぞやということを考えれば、今、議長さんが提起された事業は、全て公務になる。
	田中委員長	その議論は、政務活動費を設けている町もあるので、政務活動費の対象になっている活動がどういう活動なのか、それを対象にした理由は何なのかを調べたいと思っている。そういう資料もできれば提供したい。
	柳委員（副議長）	県議会の政務活動費の内容を調べたら、我々が、出席要求があって出席したものは、全て同様なものになる。そうすると、我々が通常動いている車の費用も公務と違って間違いないと思う。議長さんは、そのことを言うておられると思う。私もそう思っている。
	田中委員長	何が公務になるのか、公費支給の対象になるのかは、極めて具体的である。これを解決するには、具体的に踏み込んで議論せざるを得ない。資料も提供するし、既に提供している葉山町議会の中でそういう仕分けの考え方が載っている。政務活動費を支給している町の、政務活動費を支給してもいいとされている活動が具体的にどういうものがあるのか、なぜそれを政務活動費の対象にしているのか、調べられるところまで調べて資料として提供する。 次のこの委員会で、その問題から議論したいが、よろしいか。
		(「はい」の声)
休憩	田中委員長	しばらく休憩する。
		休憩 午後2時37分～午後2時48分
再開	田中委員長	再開する。
(2)住民に開かれた議会の取組について  議会の放送・放映	田中委員長	住民に開かれた議会の課題で、最初に議会の放送・放映について、担当の総務課の方に来てもらって、試しの放送とか、放映とかされているようなので、現状や実際に岩美町で放送・放映する場合にクリアしなければならない課題などがあれば、議論していきたい。  参考にこれが使えるかどうか分からないけれど、1枚もので放送・放映の形態、放送・放映上の課題という表を作っておいた。生でやる場合と、録画でやる場合とで、テレビとインターネットに分けている。  とりあえず、しゃべろうと思っていたことをしゃべってほしい。
	田中広報係長	生中継であるが、7月25日の午前2時の放送時間外に、職員で試験した。2時10分くらいに、番組が切り替わって議場が映って音声が入るかを確認した。音声も、画像も、テレビの電波に乗ることが確認でき、また、時間内に中継が終わる場合、急きよ通常番組に戻ることも、局舎内で調整すれば可能であった。生中継は、技術的には可能ではないかと思う。
	田中委員長	それは、本会議場だね。
	田中広報係長	はい。
	田中委員長	本会議場では、現状の体制で生放送ができるということ。休憩が

		あるときは、休憩に入って、再開する切換えがちゃんとできるか。
	田中広報係長	休憩時は、カメラの切換えで議場の町章に画像を合わせて音声を切っており、議場内で操作できるので問題ないと思う。
	田中委員長	ほかの、全員協議会とか常任委員会など、この全員協議会室や委員会室の場合は、生放送に限るとどういうことが必要になってくるのか。
	田中広報係長	委員会室だと、たぶん局舎につなぐためのものが必要になってくると思われる。
	足立議長	「たぶん」という話はやめなさい。分からないことは分からないで、きちんとした話にしなさい。
	田中委員長	本会議場と同じものにすればいいということなのか。
	田中広報係長	本会議場と同じものであれば、可能である。
	田中委員長	本会議場と同じ設備を全員協議会室と委員会室に設ければ、理屈上、生放送は可能ということだ。
	田中広報係長	議場と同じように、局舎に送出できる装置があれば。
	田中委員長	物理的には、狭い委員会室でも設置可能な設備なのか。
	田中広報係長	今でも、全員協議会をカメラで撮っていると思うけれど、委員会室については想定していなかった。
	田中委員長	全員協議会の録画を撮っているが、あれを生放送するためには何が必要になるのか。
	田中広報係長	局舎に送る装置が必要になる。
	田中委員長	それだけでよいのか。
	田中広報係長	全員協議会や委員会の生放送までは想定していなかった。
	柳委員（副議長）	委員長。後刻で結構なので、局舎に送る装置等々の設備を各委員会室に設置すると、トータルでどれくらいの経費が必要なのか、調べておいてもらいたい。
	田中委員長	委員会は同時開催することもある。ただ、委員会は県内でも同時開催しない議会が多い。議員が所管外の委員会を傍聴できるように、同時開催していな議会がある。 金額と併せて、人の体制を同時開催の場合も含めて調べてほしい。 録画をするとすると、放映時間が問題になるのかな。
	柳委員（副議長）	委員会室のような狭い部屋になると、あの大きなカメラでぐるぐる回られたら審査の邪魔になる。どういうカメラが想定されるのか。例えば、備え付けのカメラなども含めて検討してもらわないといけない。他の議会が天井に備え付けのカメラでやっていたら、それが岩美町でも可能なのか、そういうことも含めて調べてほしい。
	田中委員長	あの狭い委員会室で可能な方法だ。これは、やると決めたわけではなく、検討の参考としてである。
	田中広報係長	検討してみる。
	田中委員長	インターネットは、どうということが考えられるか。
	田中広報係長	インターネットで録画を配信しているのは、大山町とか、伯耆町とかがユーチューブに画像を置いて、ホームページの議会中継のサイトにリンクを張って、そこをクリックすればユーチューブに画面

		が飛んで、ユーチューブで見られる仕組みになっている。動画のデータ量が重くなるので、直接ホームページに置かず、ユーチューブに置いてリンクさせる方法が多いようである。
	田中委員長	政党などの動画も、ニコニコ動画とか、ユーチューブにリンクさせている。
	杉村委員	費用や職員の配置について伺いたい。
	田中委員長	ユーチューブに関しては、金額は発生しないと思う。ホームページにリンクさせるのは、職員が行うことになると思う。録画は、議場で撮ったものを加工するかどうかであるが、そのまま流すのか、一般質問の場合は質問者ごとに区切っていくのかなど、人の手が必要になる。
	田中委員長	それは、今の担当者でできるのか。
	田中広報係長	可能だと思う。
	足立議長	係長の判断で決められないことは、自分の判断だけで答えてはいけない。
	田中委員長	テレビの場合もそうだけれど、今までやっていないことなので、インターネットの場合も人の体制や職員の負担の増加の問題も、どうということになるのか検討しておいてほしい。
	田中広報係長	はい。
	田中委員長	ほかに、こういうことはどうなのかとか、心配な点とか、思いつくことは全て聞いてほしい。
	杉村委員	仮にユーチューブに録画放送などをアップするとして、以前の一般質問なども載せることができるのか。
	田中広報係長	今まで放送した録画がいつの分まで残っているか後で確認するが、一旦ユーチューブに載せれば、削除しない限り過去の「何月何日の」と検索して見ることができる。
	橋本委員	ユーチューブにアップする容量は、無限に可能なのか。
	田中広報係長	1動画の上限が12時間程度だと思う。
	橋本委員	12時間の動画を何本でもアップ可能なのか。過去のものをどこまで遡って載せられるのかということだ。
	田中委員長	事実上、無限大だと思う。
	足立議長	係長、分からないことは、言われたい。
	田中委員長	ほかに尋ねたいことがあれば、次回に回答できるものは回答してもらおうと思う。
	足立議長	係長、次回は一人で出席せずに、二人くらいで出席するように。
	田中広報係長	はい。
	足立議長	ほかに質問がなければ、私から発言したい。 要は、議員側は、あらゆることをテレビなりインターネットなりで、きちんとオープンにするということの覚悟を決めなければいけない。今でも現実的に、全員協議会ではなく議員協議会にしようとか、オープンにしないことがある。議会の皆さんも、執行部にもその辺の覚悟を、全てオープンでこれからはいこうということで、始めるように決めてほしい。それをなしに事を進めておいて、このことについては放送しないとか、そういうことはあってはいけない。

	田中委員長	皆さん、ないと思う。
	杉村委員	昨年11月12日の鳥取県町村議会議員研修会に、毎月頂いている地方議会人という雑誌に出ておられる吉田利宏さんという方が講師として来られた。その方が一生懸命言っておられた中に、「住民参加を巡るずれ」ということで、「住民参加や連携をするためには、とにかく前提として議会が持っている情報は住民と共有しなければならない。国は20年前から公開している。つまり、議会が持っている、議員が持っている情報は住民と共有していくことが大前提であって、そういう認識がないこと自体が住民とのずれなのだ」という講演内容であった。そういうことを前提に進めていくと、先ほど議長さんが言われたような、町民の方々に議会の内容をよく知っていただくという覚悟で進んでいくということは、先ほどの講演内容に沿うものであると私は思っている。
	柳委員（副議長）	公開をすること自体は、どの議員も、積極的に進めるべきだという思いも熱意もあると思う。ただし、それ以上に、例えばプライバシーの問題や我々が持つ守秘義務が何であるかも含めて、そういうことに配慮の問題があるからこそ、慎重になるべきときは慎重にならないといけないという議長の意見もあったと思う。公開ということに対しては、誰も異論を持っている者はいないと思うけれど、そのことによって傷つく事情が出たときに誰が責任を持つか、そこを明確にして執行部とも共有しておかないと大変なことになりかねない事態も想定される。やるならやると決めればよいと思うけれど、その後に「こういった事情が発生したと」ということにならないようにといっても、必ず出てくる。
	足立議長	やはり、執行部ともきちっと話し合っ、今の技術的なことや費用的なこと、物理的なことは解決できる話で、議会も議会なりにきちんと話をし、対執行部とも今後についての話をきちんとしたうえで進めてほしい。
	田中委員長	公開することで、しかも映像として流すわけで、これまでなら議会の中だけであったものが、じかに町民の目にさらされることになる。我々としては、執行部との関係というより、やはり町民との関係で責任が重大になるし、それだけ緊張感を持ってやるという、その覚悟がこれまで以上に求められる。公開の議会だから、当然これまでもその覚悟は持っておられると思うけれど、これまで以上に影響が大きいから、そのことはしっかりと、我々一人一人が踏まえて発言したり行動するというところに努めていきたいと思う。 執行部にもその話は、釈迦に説法かもしれないけれど、これからの議会の在り方を変えていく、そういう覚悟を含めて話をしていきたいと思う。
	柳委員（副議長）	それは、すみ分けをするということか。例えば、生中継に限って、相手方がある案件の場合、確定した場合は、議会が結論を出せば当然公表するけれど、方向がまだ決まらない中で審議するのが我々の使命で、相手方がある場合、大変な事態が発生する場合もあるということを先ほど申し上げたが、委員長さんの説明は、案件に

		よっては生放送を止める場合もあるということなのか。
	田中委員長	そのことを意識して言っているわけではない。それは、議会の行動として、当然のことである。とにかく、当然の話として、一から十まで出せばいいというものではない。それは、法律でも秘密会が定められている。
	足立議長	そこは難しいのではないか。基本路線をきちんと決めた上で、今の委員長のような話は、運用が大変難しくなってくると思う。
	田中委員長	対象が、一般質問とか議案審議とか、全員協議会とか、要するに会議そのものである。それとの絡みで判断すればいいと思う。アルマーレの件があったが、あれは任意の協議会という形で、正規の会議ではないとしたように、そういう扱いも当然にある。正規の会議で一般質問や議案審議、全協などが対象になる。
	足立議長	今の話は、一步後退するように聞こえる。
	田中委員長	いや、後退する話ではない。
	杉村委員	議員必携にも、議会の運営のところで、一番最初の原則が議事の公開ということが書かれている。当然に、秘密会というような形であれば、それは秘密会の必要があって秘密にすべきであればそれはそうだ。それ以外は全部、主権者と情報を共有するとしか考えられないのではないか。
	柳委員（副議長）	委員長が言われたように、常任委員会、本会議、全協も全て公表するということが、傍聴できるということで、100パーセント公開している。それはいいけれど、心配しているのは、少しプライバシーが絡む案件で、ある程度の基本原則を守っていても、ある人から見れば、「なぜこれを映さないのか」ということになった場合、誰が整理するのかということも気を付けて運用手続きを決めてかからないと困ることが出てくる。そうならないように、始める前にこういう形でやるということを決めておかないと、いずれ問題が出てくる。
	田中委員長	それは、やはり文言で定めるのは難しいと思う。どの会議を映すかということでは、決められないと思う。今、議員必携の話が出たが、原則公開である。それが決まりだ。
	足立議長	原則公開で、全部放映するというのと、ただし、一文要ると思う。議長が判断する部分があってもいいと思う。それは、何が起きるか分からないから、その一言があってもいいと思う。基本的には公開すればいいと思うけれど、一文は残しておかなければいけないと思う。
	田中委員長	どういう場面で議論をするかは、当然に議長の判断もあるし、議長の諮問に基づいて議長が判断する場合もある。それは当然の話だ。ともかく裏も表も見せるという話ではない。特に、プライバシーに関わる話が絡んでくればなおさらだ。私が言ったのは、本会議の公開とは違って、議案審議や全協、常任委員会は今まで放映されていないので、文書での公開とも違ってもっと影響が大きい。対住民との関係で、我々議員がきちんと真剣勝負に取り組むという覚悟を持たなければならないことになると思う。そういう覚悟で取り組

		んでいきたいということ話を話したものだ。
	杉村委員	ちょっと話を変えて、大変申し訳ない。先ほど午前中に議運があったけれど、今の話で、本会議の生放送が試験を通じて可能であるということならば、町民の皆さんにも、「議会活動の在り方検討特別委員会をやっていて、さっそくこういうことをやって実績があったな」と思っただけのように、今は録画放送をしている一般質問だけでも、9月議会から生放送することを、この特別委員会で発意して、再度議運で決めてもらって、それだけでも実行に移してはどうか。
	田中委員長	録画も生も、着色するわけじゃないので、同じだ。
	柳委員（副議長）	試験的には一度やったけれど、杉村委員の言われるように早い方がいいかもしれないが、私としては、きちんとした形にするために、あと二・三回訓練して、12月なら12月を目途にしたほうがいいと思う。
	田中委員長	ほかに、意見はないか。
	足立議長	係長だけの判断で、人員体制などを含めて9月議会からできるという自信があるか。
	田中委員長	ほかの番組との調整とか、いろいろな調整が必要だと思う。生放送は、技術的には可能だということが確認されたということだ。1チャンネルしか放送できないので、休憩のときの映像をどうするかとかを考える必要がある。
	杉村委員	休憩中も、傍聴者と同じようにそのままの映像を見てもらえばいい。
	柳委員（副議長）	その意味が分からない。それを求めている住民がどれだけいるのか。
	田中委員長	広報係長、持ち帰って相談してみしてほしい。
	足立議長	係長だけの判断では駄目だ。
	田中広報係長	はい。
	柳委員（副議長）	技術的に、生放送できるということはここで分かった。あとは、どういったことが必要となるかを、きちんと確認・確定させてもらったらい。
	田中委員長	いろいろ宿題を出してもらった。係長には、出席いただき感謝する。
		*田中広報係長は退室 午後3時24分
議会報告会	田中委員長	この放送・放映のことについては、いろいろ皆さんから宿題を出してもらったので、総務課で検討して回答をまとめてもらう。 議会報告会というものについて、開かれた議会ということで、これを最初のテーマとしてはどうかと思ってここに挙げている。ここに書いていることは、議会報告会という言葉から何をイメージするのか、議会報告会はどんなことをするものなのか、人によってさまざまにイメージがあると思う。 鳥取市が議会報告会を何年か前からしているけれど、今年初めて高校生を対象に報告会をすることにしたようだ。実際は、9月議会が終わってからになると思う。

		<p>常任委員会として、行政調査の報告をしてはどうか。その調査に行くまでに、調査内容について事前に町民の方、関係団体の方から意見を聞いて調査に生かせば、それを報告会で返すことができる。</p> <p>この前、総務教育常任委員会が交通問題について意見交換会を行ったけれど、そういう意見交換会を生かして常任委員会としてあるいは議会として、施策としてまとめたり、町当局への提言にまとめることを進めていこうということを書いた。町当局への提言をまとめるために、町民との意見交換会をどういうものにするか考えることもできる。</p> <p>議会の活動を理解していただくことが大事だと思うので、この特別委員会としての報告会、意見交換会を行うことも具体化したいと考えている。</p> <p>議会報告会というものを考えたときに、正副委員長の間でこんなことが議論になったという紹介である。</p> <p>事務局が調査した中では、岩美町議会以外の議会は議会報告会をやっている。議会報告会というものがどういうものという定義は定まっていないので、それぞれの議会がやっている内容が違うと思う。早稲田大学マニフェスト研究所の調査による議会報告会は、岩美町議会がやっている住民団体などとの意見交換会も、議会報告会の中に含めているので、調査の回答は、議会報告会をやっている議会になっている。ほかの議会がどんなふうを受け止めているか分からない。</p> <p>会津若松市議会の議会報告会というのが、先ほど紹介したけれど、開催内容、1、議会報告、2月定例会の報告、政策討論会の活動報告、2番目に意見交換で、地区のテーマ別意見交換、施政・議会運営に関する意見交換というのが、開催内容になっている。</p>
	柳委員（副議長）	行政懇談会との整合性はどうなっているのか。提案権と、執行権を考えたときに、調べてからするがいい。
	田中委員長	<p>陳情会になっている事例もある。調べてからするのもそうだけれど、議会報告会といっても、今度の9月議会の報告を議会として出かけてやったとしても、「それでどうした」と言われるのではないか。議会だよりを11月初めに出すわけで、ただそれだけの話では、最初は物珍しさで来た人も次からは来ないだろう。</p> <p>住民が議会の活動に参加するということを考えると、この行政調査の報告や事前の意見交換とか、今やっている意見交換会をもっと発展させるとか、いろんなイメージをもっと膨らませて、意義のある取組にすることをいろいろと考えたほうがいいと思う。</p> <p>鳥取市は、私が聞いている限りでは、たぶん文字通りの「議会報告会」だと思う。会津若松市議会は、それだけではなくて、議会の中で政策討論会をかなり活発にやっていて、その報告をするとか、施政・議会運営に関する意見を聞くということがある。地区のテーマ別意見交換というのはよく分からないけれど、陳情会になるのではないかと思う。ただ、定例会の報告だけに終わっていない。回数も重ねている。ただ、1年に1回のような。だから、当初予算を決</p>

		<p>める議会のときにするのだろうと思う。会津若松市議会は、市民との意見交換会、他の議会では例えば議会報告会は1年に1回だそうだ。あと、一般議会というのをやっていて、我々がやっている意見交換会のようなものである。それから、呼ばれたら相手が少人数であろうと、どこであろうと出かけていって意見を聞く会を持っていて、これはかなりの頻度でやっているようだ。やり方はさまざまあると思う。</p> <p>10月11日の研修会のときに、若桜町議会の副議長がいろいろ実践例を話されると思う。</p> <p>この問題も、次の議論になると思う。具体的には9月議会を踏まえて、取り組める方法で取り組んでいきたい。行政調査は11月に予定しているので、事前に意見を聞かせてもらって勉強することも含めて、そういう意見交換をする時間はある。調査結果を返していく報告会もできる。そういうことも念頭に置きながら、次回では、具体的にどういうことをするか、積極的に皆さんから意見を出してもらって、これに取り組もうというものを決めたい。町民の皆さんに、そういう報告をしたいと思う。</p>
4. その他	田中委員長	次回の日程を決めたい。議長、副議長のほうで予定はどうか。
次回日程	柳委員（副議長）	議長の日程を見ながら、正副委員長で決めていただいて、我々には後刻知らせてもらったらいい。
	足立議長	9月定例会後でいいのではないか。
	田中委員長	今日の議会運営委員会で9月定例会の日程を決めたが、不祥事の特別委員会の第1回をできれば定例会中に開きたいという杉村委員長の意向もあるし、本特別委員会は定例会中の開催は難しいので、9月議会後の日程で開催したい。時間は、二本立てなので少し長いですが、だいたい2時間半くらいで予定したい。
5. 閉会	田中委員長	以上で、本日の議会活動の在り方検討特別委員会を閉じる。
		午後3時38分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会  
議会活動の在り方検討特別委員長